

**横浜市会個人情報の保護に関する条例の一部改正に関する
理事会協議結果（令和7年2月6日 運営理事会）**

1 趣 旨

令和6年6月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）が改正され、番号利用法第2条に項が新設されたことにより、第8項以下の項番号が順次繰り下げられた。

本改正に対応するため、番号利用法を引用している「横浜市会個人情報の保護に関する条例」においても、関連部分の改正等を行うこととする。

2 理事会協議結果（令和7年2月6日 運営理事会）

（1）改正内容

- 番号利用法の改正に伴う規定の整備（※下表）
- その他、所要の規定の整備

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～9（略）</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13（略）</p>	<p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～9（略）</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13（略）</p>
<p style="text-align: center;">（利用及び提供の制限）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 【表からの抜粋】</p> <p>第13条第5項（中略）特定個人情報ファイル（番号利用法<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p>	<p style="text-align: center;">（利用及び提供の制限）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 【表からの抜粋】</p> <p>第13条第5項（中略）特定個人情報ファイル（番号利用法<u>第2条第10項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p>

（2）施行日

令和7年4月1日

横浜市会個人情報の保護に関する条例の一部改正（新旧対照表）

（下線は改正部分）

現 行			改正後		
<p>（定義）</p> <p>第2条（第1項から第9項まで省略）</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>（第11項から第13項まで省略）</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第13条（第1項から第4項まで省略）</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び<u>第31条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>（定義）</p> <p>第2条（第1項から第9項まで省略）</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>（第11項から第13項まで省略）</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第13条（第1項から第4項まで省略）</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
（省略）			（省略）		
第40条第1項第1号	又は第13条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第13条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、	第40条第1項第1号	又は第13条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第13条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、

		<p>若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p>			<p>若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 10 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p>
(省略)			(省略)		
<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第 18 条 (第 1 項省略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 市会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>(イからキまで、第 2 号、第 3 号及び第 3 項省略)</p>			<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第 18 条 (第 1 項省略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 市会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項<u>又は</u>これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>(イからキまで、第 2 号、第 3 号及び第 3 項省略)</p>		

<p>(開示請求権)</p> <p>第 19 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>市会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>(第 2 項省略)</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第 19 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>(第 2 項省略)</p>
--	--